

第6号議案

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地域コミュニティ振興部の事務分掌に文化財の保護に関する事項を加え、コウノトリ共生部の事務分掌から農業共済に関する事項を削るため。

豊岡市条例第 号

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊岡市事務分掌条例(平成17年豊岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。
第2条第3号ウ中「文化」の右に「及び文化財の保護」を加え、同条第7号エを削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地域コミュニティ振興部の事務分掌に文化財の保護に関する事項を加え、コウノトリ共生部の事務分掌から農業共済に関する事項を削ること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市事務分掌条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地域コミュニティ振興部</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 文化_____に関する事項</p> <p>エ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) コウノトリ共生部</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>農業共済に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地域コミュニティ振興部</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>文化及び文化財の保護に関する事項</u></p> <p>エ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) コウノトリ共生部</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(8) 略</p>

第7号議案

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

市長が管理し、及び執行する教育に関する事務に、図書館、歴史博物館及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関すること等を加えるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成26年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「に関すること（文化財の保護に関することを除く。）」を「及び文化財の保護に関すること」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 図書館、歴史博物館及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、豊岡市教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、市長によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（豊岡市青少年センター条例の一部改正）

- 3 豊岡市青少年センター条例（平成17年豊岡市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の推薦によって、150人以内を市長が委嘱」を「120人以内とし、市長が任命」に改め、同条第4項中「再委嘱」を「再任」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 4 豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第171号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条、第6条、第8条、第11条、第12条、第14条、第15条第2項及び第17条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例の一部改正）

5 豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第8条中「豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第9条及び第11条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第13条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正）

6 豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年豊岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項及び第3項中「及び教育委員会」を削る。

第5条中「及び教育委員会」及び「市長にあっては次の各号に定める基準のうち第8号に定めるものに、教育委員会にあっては」を削る。

第6条中「及び教育委員会」を削る。

第7条中「市長及び教育委員会が」を削り、「市長及び教育委員会に」を「市長に」に改める。

第8条中「及び教育委員会」を削る。

第11条第1項中「教育委員会に」を「市に、」に改め、同条第2項中「及び教育委員会」を削り、同条第3項中「教育委員会が」を削る。

第12条中「市長及び教育委員会が」を削る。

（豊岡市立いずし古代学習館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

7 豊岡市立いずし古代学習館の設置及び管理に関する条例（平成26年豊岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

市長が管理し、及び執行する教育に関する事務に、図書館、歴史博物館及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関する事並びに文化財の保護に関する事を加えること。(第2条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行の日前に、豊岡市教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例の規定により市長が管理し、及び執行することとした事務に係るものについては、市長によりなされた処分、手続その他の行為とみなすこと。(附則第2項関係)
- (3) その他の条例について、所要の規定の整備を行うこと。(附則第3項から附則第7項関係)

豊岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(市長が管理し、及び執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)</u>。</p>	<p>(市長が管理し、及び執行する事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) <u>図書館、歴史博物館及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>文化及び文化財の保護に関すること</u>。</p>

豊岡市青少年センター条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正後（案）
<p>(補導委員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補導委員は、<u>豊岡市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の推薦によって、<u>150人以内を市長が委嘱する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 補導委員は、<u>再委嘱</u>されることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。</p>	<p>(補導委員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 補導委員は、<u>120人以内とし、市長が任命</u>する。</p> <p>3 略</p> <p>4 補導委員は、<u>再任</u>されることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>

豊岡市立図書館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正後（案）
<p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 豊岡市教育委員会（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、図書館の施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、生涯学習活動その他公共のために使用させることができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可に図書館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>がその使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずる</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 市長は、図書館の施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、生涯学習活動その他公共のために使用させることができる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可に図書館の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>がその使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>2 <u>市長</u>は、図書館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずる</p>

<p>ことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、第8条第2項の規定により<u>教育委員会</u>が図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第12条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館への入館を拒絶し、又は図書館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(立入り等)</p> <p>第14条 <u>教育委員会</u>は、図書館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第17条 略</p>	<p>ことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、第8条第2項の規定により<u>市長</u>が図書館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第12条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館への入館を拒絶し、又は図書館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(立入り等)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、図書館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>(図書館協議会)</p> <p>第17条 略</p>
---	--

<p>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>3～5 略 (委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から<u>市長</u>が任命する。</p> <p>3～5 略 (委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>
---	---

豊岡市立歴史博物館「但馬国府・国分寺館」の設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第5項関係）

現行	改正後（案）
<p>(資料の特別利用)</p> <p>第8条 博物館資料について、研究等のため計測、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ<u>豊岡市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。</p>	<p>(資料の特別利用)</p> <p>第8条 博物館資料について、研究等のため計測、模写、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p>
<p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、博物館への入館を拒絶し、又は博物館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、博物館への入館を拒絶し、又は博物館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(質問及び指示)</p> <p>第11条 <u>教育委員会</u>は、博物館の管理上必要があると認めるときは、博物館に入館する者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>(質問及び指示)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、博物館の管理上必要があると認めるときは、博物館に入館する者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(委任)</p>
<p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例新旧対照表（附則第6項関係）

現行	改正後（案）
<p>(保存計画)</p> <p>第3条 教育委員会は、保存地区が定められたときは、豊岡市伝統的建造物群保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(現状変更行為の制限)</p> <p>第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長及び教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為が市長にあっては次の各号に定める基準のうち第8号に定められないと認められる場合は、同項の規定による許可をしてはならない。</p>	<p>(保存計画)</p> <p>第3条 市長は、保存地区が定められたときは、豊岡市伝統的建造物群保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(現状変更行為の制限)</p> <p>第4条 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為が</p> <hr/> <p>次各号に定める基準に適合していないと認められる場合は、同項の規定による許可をしてはならない。</p>

(1)～(8) 略

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

(適用除外)

第7条 第4条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、公園施設又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で市長及び教育委員会が規則で定めるものについては適用しない。この場合において、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建造物の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることができる。

(1)～(4) 略

2 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わな

(1)～(8) 略

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(適用除外)

第7条 第4条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、公園施設又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で規則で定めるものについては適用しない。この場合において、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建造物の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることができる。

(1)～(4) 略

2 市長は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わな

<p>ればならない。</p> <p>(審議会の設置等)</p> <p>第11条 教育委員会に _____ 審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に 関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長 及び教育委員会に建議する。</p> <p>3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が規則で 定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が規 則で定める。</p>	<p>ればならない。</p> <p>(審議会の設置等)</p> <p>第11条 市に、 _____ 審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、市長 _____ の諮問に応じ、保存地区の保存等に 関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長 _____ に建議する。</p> <p>3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、 _____ 規則で 定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 _____ 規 則で定める。</p>
---	---

豊岡市立いずし古代学習館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第7項関係）

現行	改正後（案）
<p>(入館の制限等)</p> <p>第5条 豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかにか該当する者に対し、学習館への入館を拒絶し、又は学習館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(質問及び指示)</p> <p>第7条 教育委員会は、学習館の管理上必要があると認めるときは、学習館に入館する者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>(入館の制限等)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかにか該当する者に対し、学習館への入館を拒絶し、又は学習館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(質問及び指示)</p> <p>第7条 市長は、学習館の管理上必要があると認めるときは、学習館に入館する者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

第8号議案

豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

会計年度任用職員のサービスの宣誓について定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年豊岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

豊岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者は別段の定めをすることができること。（第2条関係）

2 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(服務の宣誓) 第2条 略</p>	<p>(服務の宣誓) 第2条 略 2 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>

第9号議案

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額を定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年豊岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例案要綱

1 改正の内容

補償基礎額を定める規定に、給料を支給される職員の補償基礎額を加えること。
(第5条関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する
公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用すること。(附則第
2項関係)

豊岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に 応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に 応じ当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の 例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>

第10号議案

豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

職員の給与について、勤務1時間当たりの給与額の算出方法、災害派遣手当の支給等に係る規定の整備をするため。

豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条中「寒冷地手当」を「災害派遣手当」に改める。

第24条中「50を乗じたもの」を「52を乗じた時間から休日(勤務時間条例第10条に規定する休日をいう。)を考慮して市長が別に定める時間を減じたもの」に改める。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

第32条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第32条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(次項においてこれらを「災害派遣職員等」という。)が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給するものとし、その額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、別表第4に定める額とする。

2 前項に規定する滞在期間は、災害派遣職員等が市の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

第38条中「、第15条及び第32条」を「及び第15条」に改める。

別表3のアの表4級の項中「相当の経験を必要とし、かつ課長補佐に準じる職務を分掌する」を「高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う」に改め、同表6級の項中「相当の経験を必要とし、かつ、部次長に準じる職務を分掌する」を「高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4 (第32条の2関係)

利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)
本市の区域に滞在した期間		

30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

(豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年豊岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「50を乗じたもの」を「52を乗じた時間から休日(勤務時間条例第10条に規定する休日をいう。)を考慮して市長が別に定める時間を減じたもの」に改める。

(豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年豊岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

(豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年豊岡市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「寒冷地手当」を「災害派遣手当」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第18条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第18条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

第23条の2第1項中、「及び第17条から第18条まで」を「、第17条、第17条の2及び第18条の2」に改める。

第24条第1項中「、第6条及び第18条」を「及び第6条」に改め、同条第2項中「、第8条及び第18条」を「及び第8条」に改める。

第24条の3中「、第8条及び第18条」を「及び8条」に改める。

(豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年豊岡市条例第

55号)の一部を次のように改める。

第9条第4項中「、第17条及び第32条」を「及び第17条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第24条の規定は、令和2年4月1日以後の勤務(給与の減額にあつては、同年3月31日から引き続き行われる勤務を除く。)に係る給与の減額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜勤勤務手当(以下「時間外勤務手当等」という。)の算定について適用し、同年4月1日以前の勤務(給与の減額にあつては、同年3月31日から引き続き行われる勤務を含む。)に係る給与の減額及び時間外勤務手当等の算定については、なお従前の例による。

豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）
 - ア 災害対策基本法等による災害派遣の職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給する災害派遣手当を定め、寒冷地手当の規定を削ること。（第3条、第32条、第32条の2、別表第4関係）
 - イ 職員の勤務1時間当たりの給与額の算出に係る規定について、算出に用いる1週間当たりの勤務時間を改めること。（第24条関係）
 - ウ 行政職給料表級別標準職務表における4級及び6級の標準職務の規定の一部を改めること。（別表第3関係）
- (2) 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）

パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たり報酬額の算出に係る規定について、月額による報酬の場合の算出に用いる1週間当たりの勤務時間を改めること。（第24条関係）
- (3) 豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第3条関係）

寒冷地手当の規定を削ること。（第4条、第7条関係）
- (4) 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第4条関係）

災害派遣手当の規定を定め、寒冷地手当の規定を削ること。（第2条、第18条、第18条の2、第23条の2、第24条、第24条の3関係）
- (5) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第5条関係）

任期付短時間勤務職員の給与条例の適用を除外する規定のうち、寒冷地手当の規定を削ること。（第9条関係）

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 改正後の豊岡市職員の給与に関する条例による職員の勤務1時間当たりの給与額の適用に関する必要な経過措置を定めること。（附則第2項関係）

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び<u>寒冷地手当</u>をいう。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもの</p> <hr/> <p>_____で除した額とする。</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第32条 <u>寒冷地手当は、その基準日現在に在職する職員に対して支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する寒冷地手当の基準日、支給日、手当の額及び支給方法は、<u>国家公務員に適用される寒冷地手当の例による。</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び<u>災害派遣手当</u>をいう。</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間から休日（勤務時間条例第10条に規定する休日をいう。）を考慮して市長が別に定める時間を減じたもので除した額とする。</p> <p>第32条 削除</p> <p>(災害派遣手当)</p> <p>第32条の2 <u>災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)</u>に規定する職員及び</p>

大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(次項においてこれらを「災害派遣職員等」という。)が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給するものとし、その額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、別表第4に定める額とする。

2 前項に規定する滞在期間は、災害派遣職員等が市の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(再任用職員についての適用除外)

第38条 第12条及び第15条の規定は、再任用職員には、適用しない。

別表第3 (第5条関係)

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	
～	略
3級	
4級	1 略 2 高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う ____係長、保健師長、所長(係に相当する所の長をいう。)、副所長(課に属する所の副所長をいう。)、副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又は規則で定める職務
	3 略
5級	略
6級	1 略

(再任用職員についての適用除外)

第38条 第12条、第15条及び第32条の規定は、再任用職員には、適用しない。

別表第3 (第5条関係)

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	
～	略
3級	
4級	1 略 2 相当の経験を必要とし、かつ課長補佐に準じる職務を分掌する係長、保健師長、所長(係に相当する所の長をいう。)、副所長(課に属する所の副所長をいう。)、副館長、館長補佐、主査若しくは園長補佐の職務又は規則で定める職務
	3 略
5級	略
6級	1 略

7級	略
4	略
2	<p>相当の経験を必要とし、かつ、部次長に準じる職務を分掌する課長、室長（課に相当する室の長をいう。）、所長（課に相当する所の長をいう。）若しくは参事の職務又は規則で定める職務</p> <p>3 相当の経験を必要とし、かつ、部次長に準じる職務を分掌する選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長若しくは議会事務局次長の職務又は規則で定める職務</p>

イ 略

7級	略
4	略
2	<p>高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う <u>課長、室長（課に相当する室の長をいう。）、所長（課に相当する所の長をいう。）若しくは参事の職務又は規則で定める職務</u></p> <p>3 高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う <u>選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長若しくは議会事務局次長の職務又は規則で定める職務</u></p>

イ 略

別表第4（第32条の2関係）

利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
市の区域に滞在した期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第24条 第18条から第20条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じて得た額を、パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に50を乗じたもの</p> <p>_____で除して得た額</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)</p> <p>第24条 第18条から第20条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 月額による報酬 報酬の月額に12を乗じて得た額を、パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間から休日（勤務時間条例第10条に規定する休日をいう。）を考慮して市長が別に定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2)～(3) 略</p>

豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員（以下「労務職員」という。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員である派遣職員又は労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員である派遣職員又は労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>を支給することができる。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員（以下「労務職員」という。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>住居手当及び期末手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員である派遣職員又は労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員である派遣職員又は労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>住居手当及び期末手当</u>を支給することができる。</p>

豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第4条関係）

	現行	改正後（案）
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第18条 寒冷地手当は、その基準日現在に在職する職員に対して支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当とする。</p> <p>第18条 削除</p>	<p>(災害派遣手当)</p> <p>第18条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)に規定する職員及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在すること を要する場合に、その者に対して支給する。</p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第23条の2 第4条、第6条、第8条、第11条、第14条、第15条、第17条、</p>

<p>条から第18条まで _____ の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第24条 第4条、第6条及び第18条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 第4条、第6条、第8条及び第18条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第24条の3 第4条、第6条、第8条及び第18条の規定は、任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>第17条の2及び第18条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>(再任用職員等についての適用除外)</p> <p>第24条 第4条及び第6条 _____ の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 第4条、第6条及び第8条 _____ の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第24条の3 第4条、第6条及び第8条 _____ の規定は、任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>
---	---

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与条例第9条、第12条から第15条まで、<u>第17条及び第32条の規定</u>は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>5 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与条例第9条、第12条から第15条まで<u>及び第17条</u>の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>5 略</p>

第11号議案

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

市長の諮問に応じて出石永楽館の運営委員会を設置するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例（平成19年豊岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第18条中「永楽館」を「市長の諮問に応じ、永楽館」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要
綱

1 改正の内容

市長の諮問に応じて出石永楽館の運営委員会を設置すること。（第18条関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市立出石永楽館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(運営委員会の設置) 第18条 永楽館 _____ の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。</p>	<p>(運営委員会の設置) 第18条 市長の諮問に応じ、永楽館の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。</p>

第12号議案

豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
について

豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

霊苑における管理料の引上げ並びに使用料及び管理料の徴収及び還付に係る規定の整備を行うため。

豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例（平成18年豊岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別表」を「別表第1」に、「管理料を、規則で定めるところにより」を「別表第2に定める管理料を」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 前項の使用料は、使用を許可するときに、一括して徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を分割して徴収することができる。
- 3 第1項の管理料は、3年分を限度として前納で徴収する。
- 4 前項の管理料の算定においては、管理料の算定の基礎となる使用の期間が3年に満たないときは月割りをもって計算し、1月に満たない端数があるときはこれを1月として計算するものとする。

第10条第2項中「規則で定めるところにより、管理料」を「既に納めた管理料のうち使用しない期間の管理料に相当する額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前項の還付する額は、既に納めた管理料を当該管理料に係る期間の月の数で除した額に、使用しない期間の月の数を乗じて得た額とする。この場合において、使用しない期間に1月に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。

別表の1の表中「1 使用料」を削り、別表の2の表を削り、別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第8条関係）

名称	管理料の額 (1㎡当たりの年額)
豊岡市立西霊苑	420円
豊岡市立東霊苑	520円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、令和2年4月1日以後に同日以後に係る管理料を納付する者の管理料について適用し、同日前に同日以後の管理料を納付した者の管理料については、なお従前の例による。

豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 使用料は、一括して徴収し、管理料は、3年分を限度に前納で徴収すること。
(第8条関係)
- (2) 管理料の還付の額の算出方法について定めること。(第10条関係)
- (3) 1平方メートル当たりの年額の管理料について、西霊苑にあつては「400円」を「420円」に、東霊苑にあつては「500円」を「520円」に、それぞれ20円引き上げること。(別表第1、別表第2関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の管理料の規定は、令和2年4月1日以後に同日以後に係る管理料を納付する者の管理料について適用し、同日前に同日以後の管理料を納付した者の管理料については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市立霊苑の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第8条 市長は、使用者から、別表<u> </u>に定める永代使用料（以下「使用料」という。）及び管理料を、規則で定めるところにより徴収する。</p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 市長は、墓所が返還されたときは、規則で定めるところにより、管理料<u> </u>を還付することができる。</p> <p>別表<u> </u>（第8条関係）</p> <p>1 使用料</p> <p>略</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第8条 市長は、使用者から、別表第1に定める永代使用料（以下「使用料」という。）及び別表第2に定める管理料を<u> </u>徴収する。</p> <p>2 <u>前項の使用料は、使用を許可するときに、一括して徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を分割して徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項の管理料は、3年分を限度として前納で徴収する。</u></p> <p>4 <u>前項の管理料の算定においては、管理料の算定の基礎となる使用の期間が3年に満たないときは月割りをもって計算し、1月に満たない端数があるときはこれを1月として計算するものとする。</u></p> <p>(使用料等の還付)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 市長は、墓所が返還されたときは、既に納めた管理料のうち使用しな<u>い期間の管理料に相当する額を還付することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の還付する額は、既に納めた管理料を当該管理料に係る期間の月の数で除した額に、使用しない期間の月の数を乗じて得た額とする。この場合において、使用しない期間に1月に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。</u></p> <p>別表第1（第8条関係）</p> <p>略</p>
略	略

2 管理料

名称	管理料の額 (1 m ² 当たりの年額)
豊岡市立西霊苑	400円
豊岡市立東霊苑	500円

別表第2 (第8条関係)

名称	管理料の額 (1 m ² 当たりの年額)
豊岡市立西霊苑	420円
豊岡市立東霊苑	520円

第13号議案

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の
改正に伴い、引用する項番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例(平成19年豊岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同項第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改め、同項第6号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
要綱

1 改正の内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の改正に伴い、引用する項番号を改めること。(第3条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

北但広域療育センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(事業)</p> <p>第3条 北但広域療育センター本部は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 障害者総合支援法第5条第17項に規定する基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に関すること。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 北但広域療育センター本部は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 障害者総合支援法第5条第18項に規定する基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に関すること。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2 略</p>

第14号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

第1号被保険者のうち生活保護受給者、市民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者等の令和2年度の介護保険料の軽減賦課を定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「令和元年度及び」を削り、「27,675円」を「22,140円」に改め、同条第7項中「令和元年度及び」を削り、「27,675円」を「22,140円」に、「42,435円」を「33,210円」に改め、同条第8項中「令和元年度及び」を削り、「27,675円」を「22,140円」に、「53,505円」を「51,660円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の豊岡市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

第1号被保険者のうち生活保護受給者、市民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者等の令和2年度分の介護保険料の軽減賦課を定めること。(第3条関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市介護保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,675円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>27,675円</u>」とあるのは、「<u>42,435円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>27,675円</u>」とあるのは、「<u>53,505円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,140円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,140円</u>」とあるのは、「<u>33,210円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>22,140円</u>」とあるのは、「<u>51,660円</u>」と読み替えるものとする。</p>

第15号議案

豊岡市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

介護保険法から引用する項番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊岡市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年豊岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条並びに第2条第1項及び第2項中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

介護保険法から引用する項番号を改めること。(第1条、第2条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（人員及び運営に関する基準）</p> <p>第2条 法第115条の46第4項の規定による条例で定める基準のうち、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>2 法第115条の46第4項の規定による条例で定める基準のうち、前項に掲げる事項以外の事項に係る基準は、次項に定めるもののほか、省令第140条の66第2号に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（人員及び運営に関する基準）</p> <p>第2条 法第115条の46第5項の規定による条例で定める基準のうち、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>2 法第115条の46第5項の規定による条例で定める基準のうち、前項に掲げる事項以外の事項に係る基準は、次項に定めるもののほか、省令第140条の66第2号に定める基準をもって、その基準とする。</p> <p>3 略</p>

第16号議案

豊岡市森林環境基金条例制定について

豊岡市森林環境基金条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

森林整備の推進及び森林環境の保全に資するため、豊岡市森林環境基金を設置するため。

豊岡市森林環境基金条例

(設置)

第1条 森林整備の推進及び森林環境の保全に資するため、豊岡市森林環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第27条の規定により譲与される森林環境譲与税の額のうち市長が定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、森林整備の推進又は森林環境の保全のために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市森林環境基金条例案要綱

1 設置

森林整備の推進及び森林環境の保全に資するため、豊岡市森林環境基金（以下「基金」という。）を設置すること。（第1条関係）

2 積立額

基金として積み立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条の規定により譲与される森林環境譲与税の額のうち市長が定める額等とすること。（第2条関係）

3 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。また、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができること。（第3条関係）

4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。（第4条関係）

5 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。（第5条関係）

6 処分

基金は、森林整備の推進又は森林環境の保全のために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。（第6条関係）

7 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定めること。（第7条関係）

8 附則

この条例は、公布の日から施行する。

第17号議案

豊岡市立学校教育施設整備基金条例制定について

豊岡市立学校教育施設整備基金条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

学校教育施設の整備に要する資金に充てることを目的として、豊岡市立学校教育施設整備基金を設置するため。

豊岡市立学校教育施設整備基金条例

(設置)

第1条 豊岡市立の学校教育施設の整備に要する資金に充てるため、豊岡市立学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、基金の運用から生ずる収益の額その他予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、学校教育施設整備のために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市立学校教育施設整備基金条例案要綱

1 設置

豊岡市立の学校教育施設の整備に要する資金に充てるため、豊岡市立学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置すること。（第1条関係）

2 積立額

基金として積み立てる額は、基金の運用から生ずる収益の額その他予算で定める額とすること。（第2条関係）

3 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならないこと。また、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができること。（第3条関係）

4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。（第4条関係）

5 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。（第5条関係）

6 処分

基金は、学校教育施設整備のために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。（第6条関係）

7 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定めること。（第7条関係）

8 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

第18号議案

豊岡市文化財保護に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市文化財保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

文化財の保護に関する職務権限を教育委員会から市長に移管することに伴い、豊岡市文化財保護審議会の設置等に係る規定の整備をするため。

豊岡市文化財保護に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市文化財保護に関する条例（平成17年豊岡市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「豊岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に、「前2項」を「第1項」に改め、「又は認定（以下「指定」という。）」を削り、「豊岡市文化財審議委員会」を「豊岡市文化財保護審議会」に改め、同条第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分及び第6号、同条第2項並びに同条第3項並びに第5条から第13条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第15条を次のように改める。

（文化財保護審議会）

第15条 市長は、第1条の目的の達成のため、法第190条第2項の規定により豊岡市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

第16条の見出しを「(審議会の組織等)」に改め、同条第1項中「審議委員会の委員（以下「審議委員」という。）は、10人以内とし」を「審議会委員（以下「委員」という。）は、10人以内で組織し」に、「高い」を「優れた」に、「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項及び第3項中「審議委員」を「委員」に改め、同条に次の3項を加える。

4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第17条第1項中「審議委員会」を「審議会」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会は」を「市長は」に改め、同条第6号中「教育委員会が必要があると」を「市長が必要と」に改める。

第19条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第20条とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（会議）

第19条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の庶務は、地域コミュニティ振興部において処理する。

附則に次の1項を加える。

(招集の特例)

- 3 委員の任命後最初に開かれる会議は、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、豊岡市教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為は、市長によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

豊岡市文化財保護に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 文化財保護に関する事務について、市長が管理し、及び執行するために必要な規定の整備をすること。(第3条から第13条、第20条関係)
- (2) 「豊岡市文化財審議委員会」を「豊岡市文化財保護審議会」とし、文化財保護法に規定する地方文化財保護審議会として位置付けること。(第15条関係)
- (3) 審議会の組織及び運営に関する必要な規定の整備をすること。(第16条から第19条、附則第3項関係)

2 附則

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行の日前に、豊岡市教育委員会の職務権限によりなされた処分、手続その他の行為は、市長によりなされた処分、手続その他の行為とみなすこと。(附則第2項関係)

豊岡市文化財保護に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(指定)</p> <p>第3条 <u>豊岡市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、市の区域内に存する文化財のうち国の指定を受けたもの及び兵庫県教育委員会（以下「<u>県教育委員会</u>」という。）の指定を受けたものを除き、重要なものを豊岡市指定文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により無形文化財を指定文化財として指定するときは、無形文化財保持者を認定しなければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>が前2項の規定による指定又は認定（以下「指定」という。）をしようとするときは、第15条の<u>豊岡市文化財審議委員会</u>の意見に基づき、あらかじめ所有者、占有者又は無形文化財保持者として認定をしようとする者の同意を得、又は申請を受けなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、所有者又は占有者がわからないときは、<u>教育委員会</u>は、管理者を定めてその同意を得なければならない。</p> <p>5 <u>教育委員会</u>が第1項の規定により指定をしたときは、その旨を告示するとともに、所有者（占有者及び無形文化財保持者を含む。以下同じ。）又は管理者に指定書（無形文化財保持者にあつては、認定書）を交付しなければならない。</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。</p>	<p>(指定)</p> <p>第3条 <u>市長</u> は、市の区域内に存する文化財のうち国の指定を受けたもの及び兵庫県教育委員会（以下「<u>県教育委員会</u>」という。）の指定を受けたものを除き、重要なものを豊岡市指定文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。</p> <p>2 <u>市長</u> は、前項の規定により無形文化財を指定文化財として指定するときは、無形文化財保持者を認定しなければならない。</p> <p>3 <u>市長</u> が第1項の規定による指定をしようとするときは、第15条の<u>豊岡市文化財保護審議委員会</u>の意見に基づき、あらかじめ所有者、占有者又は無形文化財保持者として認定をしようとする者の同意を得、又は申請を受けなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、所有者又は占有者がわからないときは、<u>市長</u> は、管理者を定めてその同意を得なければならない。</p> <p>5 <u>市長</u> が第1項の規定により指定をしたときは、その旨を告示するとともに、所有者（占有者及び無形文化財保持者を含む。以下同じ。）又は管理者に指定書（無形文化財保持者にあつては、認定書）を交付しなければならない。</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第4条 <u>市長</u> は、指定文化財が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。</p>

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指定を解除することを適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により指定を解除したときは、教育委員会は、その旨を告示するとともに、所有者又は管理者に通知しなければならない。

3 所有者又は管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、20日以内に指定書又は認定書を教育委員会に返還しなければならない。

(管理)

第5条 指定文化財の所有者又は管理者は、教育委員会の指示によって、指定文化財を管理する責任を負わなければならない。

2 略

3 指定文化財の所有者は、前項の管理者を選任し、又は解任したときは、その日から20日以内に教育委員会に届け出なければならない。

(届出事項)

第6条 指定文化財の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から20日以内に教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

2 指定文化財の所在を変更しようとするときは、その変更しようとする日の20日前の日までに教育委員会に届け出なければならない。

3 指定文化財の修理をしようとするときは、その所有者又は管理者は、その着手の日の30日前の日までに、教育委員会に届け出なければならない。ただし、次条の規定によって許可を受けなければならない場合については、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定を解除することを適当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により指定を解除したときは、市長は、その旨を告示するとともに、所有者又は管理者に通知しなければならない。

3 所有者又は管理者は、前項の規定による通知を受けたときは、20日以内に指定書又は認定書を市長に返還しなければならない。

(管理)

第5条 指定文化財の所有者又は管理者は、市長の指示によって、指定文化財を管理する責任を負わなければならない。

2 略

3 指定文化財の所有者は、前項の管理者を選任し、又は解任したときは、その日から20日以内に市長に届け出なければならない。

(届出事項)

第6条 指定文化財の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から20日以内に市長に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

2 指定文化財の所在を変更しようとするときは、その変更しようとする日の20日前の日までに市長に届け出なければならない。

3 指定文化財の修理をしようとするときは、その所有者又は管理者は、その着手の日の30日前の日までに、市長に届け出なければならない。ただし、次条の規定によって許可を受けなければならない場合については、この限りでない。

(許可事項)	(許可事項)
<p>第7条 指定文化財の所有者又は管理者は、指定文化財について次の行為をしようとするときは、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、天災地変その他緊急やむを得ない場合については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(管理及び修理等に関する報告、指示又は助言)</p>	<p>第7条 指定文化財の所有者又は管理者は、指定文化財について次の行為をしようとするときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、天災地変その他緊急やむを得ない場合については、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(管理及び修理等に関する報告、指示又は助言)</p>
<p>第8条 <u>市長</u>は、指定文化財の管理、修理、保存又は復旧に必要があるとき、所有者又は管理者に対し適当な措置をすよう報告、指示又は助言をすることができる。</p> <p>(補助金の交付)</p>	<p>第8条 <u>教育委員会</u>は、指定文化財の管理、修理、保存又は復旧に必要があるとき、所有者又は管理者に対し適当な措置をすよう報告、指示又は助言をすることができる。</p> <p>(補助金の交付)</p>
<p>第9条 指定文化財の管理、修理、復旧等に要する経費については、所有者又は管理者の負担とする。ただし、特別の事情があるとき、又は<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、所有者又は管理者に対しそれらの経費に充てるため補助金を交付することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の返納)</p>	<p>第9条 指定文化財の管理、修理、復旧等に要する経費については、所有者又は管理者の負担とする。ただし、特別の事情があるとき、又は<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるときは、所有者又は管理者に対しそれらの経費に充てるため補助金を交付することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(補助金の返納)</p>
<p>第10条 前条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けた所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返納しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 所有者又は管理者が<u>市長</u>の指示又は補助金の交付の条件に違反したと認められるとき。</p>	<p>第10条 前条第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補助金の交付を受けた所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は一部を返納しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 所有者又は管理者が<u>教育委員会</u>の指示又は補助金の交付の条件に違反したと認められるとき。</p>

<p>(4) 略</p> <p>(行為の制限及び禁止)</p> <p>第11条 市長 <u> </u> は、指定文化財の保存のため必要があると認めたと きは、区域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 市長 <u> </u> は、前項の規定による処分によって損失を受けた者に対 し、通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第12条 市長 <u> </u> は、指定文化財の所有者又は管理者にその公開及び 出品を要請することができる。</p> <p>(報告又は調査)</p> <p>第13条 市長 <u> </u> は、必要に応じて所有者又は管理者に対し管理状況 について報告を求め、又は調査をすることができる。</p> <p>(文化財保護審議会)</p> <p>第15条 市長は、第1条の目的の達成のため、<u>法第190条第2項の規定に より豊岡市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u></p>	<p>(行為の制限及び禁止)</p> <p>第11条 教育委員会は、指定文化財の保存のため必要があると認めたと きは、区域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による処分によって損失を受けた者に対 し、通常生ずべき損失を補償することができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第12条 教育委員会は、指定文化財の所有者又は管理者にその公開及び 出品を要請することができる。</p> <p>(報告又は調査)</p> <p>第13条 教育委員会は、必要に応じて所有者又は管理者に対し管理状況 について報告を求め、又は調査をすることができる。</p> <p>(文化財審議会)</p> <p>第15条 文化財の指定、保存、活用調査、研究等を円滑に行い、教育委員 会の諮問に応じ意見を具申するため、<u>豊岡市文化財審議会（以下 「審議会」という。）を置く。</u></p>
<p>2 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要 事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。</p> <p>(審議会の組織等)</p> <p>第16条 審議会委員（以下「委員」という。）は、10人以内で組織し <u> </u>、学識経験者及び文化財に対し<u>優れた識見</u>を有する者のうちから市 長 <u> </u> が任命する。</p> <p>2 委員 <u> </u> の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員 <u> </u> の任期 は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(文化財審議会委員)</p> <p>第16条 審議会委員の委員（以下「審議会委員」という。）は、10人以内と し、学識経験者及び文化財に対し<u>高い識見</u>を有する者のうちから教 育委員会が任命する。</p> <p>2 審議会委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による審議会委員の任期 は、前任者の残任期間とする。</p>

3 審議委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第17条 審議委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 略

(審議事項)

第18条 教育委員会は、次に掲げる事項については、審議委員会に諮問するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要であると認める事項

項

3 委員は、再任されることができる。

4 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第17条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 略

(審議事項)

第18条 市長は、次に掲げる事項については、審議委員会に諮問するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

項

(会議)

第19条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

い。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数の

<p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>ときは、<u>議長の決するところによる。</u></p> <p>4 <u>審議会の庶務は、地域コミュニケーション振興部において処理する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u> で定める。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(招集の特例)</p> <p>3 <u>委員の任命後最初に開かれる会議は、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。</u></p>
--	--

第19号議案

豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

放課後児童支援員に必要な研修の修了の要件について、採用日から2年を超えない日までに修了する予定者を含む要件とするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年豊岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「「1.5平方メートル」と」の右に「、省令第10条第3項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（採用した日から2年を超えない日までに修了することを予定している者を含む。）」と」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

放課後児童支援員となる職員に必要な知事又は指定都市の長が行う研修の修了の要件について、採用日から2年を超えない日までに研修を修了する予定者を含む要件とするために必要な読替えをすること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 法第34条の8の2第1項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下この条において「省令」という。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項中「1.65平方メートル」とあるのは、「1.5平方メートル」と</p> <hr/> <p>読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第2条 法第34条の8の2第1項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下この条において「省令」という。)に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項中「1.65平方メートル」とあるのは、「1.5平方メートル」と、<u>省令第10条第3項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(採用した日から2年を超えない日までに修了することを予定している者を含む。)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

第20号議案

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

地方公営企業法第4条の規定により条例で定めなければならない経営の基本に関する事項を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公営企業の設置等に関する条例（平成17年豊岡市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「3,278.1ヘクタール」を「3,286.1ヘクタール」に改め、同項第2号中「89,000人」を「78,041人」に改め、同項第3号中「1,742.5ヘクタール」を「1,742.1ヘクタール」に改める。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 経営の基本に関する事項のうち、下水道事業の経営の規模を定める計画処理区域面積等を改めること。(第2条関係)
- (2) 地方自治法の改正に伴い、引用する条番号を改めること。(第6条関係)

2 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画処理区域面積 <u>3,278.1ヘクタール</u></p> <p>(2) 計画処理人口 <u>89,000人</u></p> <p>(3) 計画排水区域面積 <u>1,742.5ヘクタール</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2第8項 の規定により、公営企業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 計画処理区域面積 <u>3,286.1ヘクタール</u></p> <p>(2) 計画処理人口 <u>78,041人</u></p> <p>(3) 計画排水区域面積 <u>1,742.1ヘクタール</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

第21号議案

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和2年2月28日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

農業集落排水施設の処理区の一部を特定環境保全公共下水道の処理区に統合する
ため。

豊岡市条例第 号

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知見地区の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

農業集落排水施設の処理区の知見地区を特定環境保全公共下水道の処理区に統合すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和2年4月1日から施行すること。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後 (案)		
別表 (第2条関係)				
1 農業集落排水施設				
処理区		処理区		
名称	区域	名称	名称	処理場
畑上地区 ～ 三原地区	略	略	略	略
知見地区	日高町知見	知見浄化センター	豊岡市日高町知見	
		ター	270番地の2	
八代地区 ～ 河本地区	略	略	略	略
2～5 略		2～5 略		